



のり

主な産地

常滑市、南知多町、一色町

発行／愛知県県民生活部県民生活課
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎052-954-6165

消費者を守る仕組みが強化されます!

～新しい特定商取引法・割賦販売法12月1日施行～



近年、訪問販売による被害や、クレジット契約により多額の債務を抱えてしまう事例が増えています。例えば、断っているにもかかわらず執拗な勧誘を繰り返す、不要な商品等を大量に売りつける、定職を持たない若年者に長期間にわたるクレジット契約を締結させるなどの悪質な事例が目立ちます。

そこで、こうした消費者被害を防止し、取引の公正を確保するために、本年12月から、特定商取引法及び割賦販売法が改正されることとなりました。改正の主な内容は次のとおりです。

1 規制の抜け穴の解消

- 訪問販売や通信販売、電話勧誘販売で購入した原則すべての商品・サービスがクーリング・オフ等の対象となります。(これまでは、指定商品・指定役務に限定されていました)
- 2ヶ月を超えるクレジット契約は、一括払いを含めて、すべてクレジット規制の対象となります。(これまでは、2ヵ月以上かつ3回以上の分割払いが対象でした)

2 訪問販売規制の強化

- 契約をしない旨の意思表示をした消費者に対して、勧誘をすることは禁止されます。
- 通常必要とされる量を著しく超える商品等の契約は、1年以内であれば解除できます。

3 クレジット規制の強化

- クレジット業者に対し、購入者への支払能力調査を義務付け、支払能力を超えるクレジット契約を禁止します。
- 個別クレジット業者*に対し、加盟店の勧誘行為の調査を義務付け、不適正な勧誘があった場合は、クレジット契約を禁止します。
*クレジットカードを使わずに契約ごとに信用を供与するクレジット業者(クレジットカードを使って信用を供与する業者は、包括クレジット業者という。)



この他、通信販売の広告に返品可否・条件・送料の負担など特約の記載がない場合は、商品等を受取った日から8日間は送料消費者負担で返品できます。

※消費者があらかじめ承諾・請求していない電子メール広告の送信禁止などの電子メール広告への規制強化は、既に昨年12月から施行されています。

冬の安全対策

家の中でも気をつけて！寒い時期こそ注意が必要です。

危険！
その1

着衣着火にご注意

衣生活

着衣着火とは

料理中などに衣服に火がつくことを言います。見えない部分から着火すると、発見が遅れ生命の危険にさらされることがあります。

表面フラッシュ現象が危険を高めます

わずかな炎の着火で、短時間のうちに衣服の表面を火が走る現象を、表面フラッシュ現象と呼びます。表面フラッシュ現象が起こりやすい衣服は、素材が綿・レーヨンなどで生地が起毛されている衣服です。

着衣着火をおこなさいために！

- 大きな鍋では、形状に沿ってガスの炎が外側に広がり、思った以上に炎が外に出ているので注意する。
- ガスコンロの奥に調味料などを置かない。
- ガスコンロの使用時や仏壇の灯明を灯している時は、周囲の掃除をしない。

もし、着衣に着火してしまったら・・・

そのような時は、手ではたいても消せませんので慌てず、すぐに水をかけて下さい。万が一、火傷を負ってしまった場合は流水で冷やし続け、なるべく早く病院へ行きましょう。



危険！
その2

一酸化炭素中毒にご注意

住生活

一酸化炭素中毒とは

燃焼機器などの不完全燃焼によって生じる無色・無臭の気体（一酸化炭素）を吸って起こる中毒です。重症になると死に至ることもあります。

燃焼機器をお使いになるときは、必ず換気をしましょう。

暖房により暖かくなった室内を換気することは、もったいないと感じるかもしれませんが、しかし、燃焼機器を正常に作動させるためには、新鮮な空気が必要です。不完全燃焼を避けるため、お使いになる時は換気扇を回すか、定期的に窓をあけるなど、必ず換気をしましょう。

燃焼機器の調子がわるい時は・・・

使用中に異常な音、燃焼、臭いなどがした時は、不完全燃焼のおそれがあります。ただちに使用を中止し、換気をしてください。再度使用する前に、専門業者へ相談しましょう。



冬は定期的な換気を心掛けよう！



冬の食中毒を予防しましょう



食中毒にかかる人の数が一年で最も多いのは、「冬」です。特に、ノロウイルスは冬の食中毒の主な原因となっていますので、予防対策を十分にとりましょう。

ノロウイルス食中毒の症状は？

吐き気・おう吐、腹痛、下痢、軽い発熱（38℃以下）など

ノロウイルス食中毒の原因は？

調理をする人の手についたノロウイルスが、調理や盛り付けのときに食品についてしまいます。

食品についたノロウイルスが少なくても、食中毒を起こすことがあります。

予防方法は？

食品にウイルスをつけないことが重要です。調理の際には、せっけんを使い、爪の間や指の付け根など、しっかり手を洗いましょう。

調理台などは洗剤で洗浄した後、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 200ppm）で浸すように拭いて、消毒しましょう。まな板、包丁などは熱湯（85℃以上）で1分以上の加熱が有効です。

○愛知県では、正しい手洗い方法を身につけるための「あわあわゴッシーのうた（手洗い歌）」を作成しました。ご家族みなさんと、歌に合わせて楽しく手洗いをして、食中毒を予防しましょう。

詳しくは、県ホームページ、または、生活衛生課にお問い合わせください。

■健康福祉部健康担当局生活衛生課食品安全対策グループ

☎052-954-6297 URL <http://www.pref.aichi.jp/eisei/>



12月は 地球温暖化防止月間・大気汚染防止推進月間です

寒さが厳しいこれからの季節は、暖房機器の使用や自動車の交通量が増加し、地球温暖化の主な原因物質である二酸化炭素や、大気汚染物質の1つである窒素酸化物などが多く排出されます。

また、冬季は大気が安定しているため、汚染物質が拡散しにくくなり、一年で最も空気が汚れやすい季節です。県では、「あいちエコチャレンジ21」を統一標語に、エコライフの実践を呼びかける県民運動を展開しています。ぜひこの機会に普段の生活スタイルを見直してみてください。

★家庭でできるエコライフの例★

- 「寒い時には重ね着をする」など、暖房機器に頼りすぎないようにし、暖房温度は19度を目安にしましょう。
- unnecessary家電製品のスイッチはこまめに切りましょう。
- 出掛けるときは、なるべく電車、バス等の公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- アイドリングストップ、ふんわりアクセル「eスタート」（5秒で時速20kmが目安です）など、エコドライブを実践しましょう。
- 買い物にはマイバッグを持参しましょう。

■環境部大気環境課地球温暖化対策室

☎『消費者ホットライン』って?

消費者庁が設置した消費生活相談「110番」の全国共通ダイヤルのことです。

消費生活における各種トラブルに直面した際に、相談窓口の連絡先がわからなくても、消費者ホットラインに電話をかけると、全国どこからでも身近な消費生活相談窓口につながります。

■身近な相談窓口って、どこのこと?

原則として、お住まいの市町村の消費生活相談窓口となります。ただし、窓口を開設していない場合や回線使用中などの場合は、県の県民生活プラザにつながる仕組みになっています。(祝日は、原則として(独)国民生活センターにかかります。)

なお、消費者ホットラインに電話をかけると、お住まいの市町村を判断するために、最初に郵便番号を問い合わせるガイダンスが流れます。その際、郵便番号を間違えないように正しく入力して下さい。

■どんな相談でもかまわないの?

悪質商法による被害、商品やサービスの購入に関する事業者とのトラブル、製品やサービスが原因の金銭的・身体的被害など、個人の「消費」に関する相談を受けています。

<受け付けられない相談>

- 行政に対する不満や要望
- ビジネスに関するトラブル
- 個人間売買に関するトラブル
- 公害や犯罪 など、個人の消費生活に関わらない相談

■この番号にかけないと相談できないの?

県や市町村の相談窓口にはそれぞれ独自の専用電話があり、直接相談を受け付けています。電話番号は各自治体のホームページ等でご確認ください。

なお、ホットラインを利用して電話した場合で、相談が1回で終わらなかった場合は、次回からはホットラインを使わず、相談された窓口へ直接かけてください。

(注) PHS、IP電話、ひかり電話の一部は利用できません。

インターネットを使った「食育検定」を実施します

県民の皆さんに食への関心と知識を深めてもらうために、インターネット上で「**あいち食育いきいき検定**」を実施します。受験料は無料です。ぜひ、チャレンジしてください。

実施期間 平成21年12月15日(火)～平成22年1月15日(金)

出題内容 あいち食育いきいきプラン、食育基本法、愛知の農業・漁業、栄養バランス、地産地消、食品表示、郷土料理など

受験コース及び出題数 こどもコース:25問(制限時間40分)
一般コース:50問(制限時間80分)

受験方法 愛知県の食育webサイト「食育ネットあいち」(<http://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokuikunet>)からアクセスして下さい。※注:携帯電話からのアクセスはできません。

受験結果 ●80点以上を合格とし、全問解答後には、正解と解説が表示されます。

Q. 保存がきく食品に表示してあり、開封していない状態で表示されている保存方法に従って保存した時に、おいしく食べられる期限を何というでしょうか。

①賞味期限 ②消費期限 ③販売期限

■問い合わせ先 愛知県農林水産部食育推進課食育推進グループ
☎052-954-6396

暮らしのお役に立ちます ～県民生活プラザは受付の番号です～

中央県民生活プラザ	☎ 052-962-5100 FAX 052-972-6001
尾張県民生活プラザ	☎ 0586-71-5900 FAX 0586-71-0977
海部県民生活プラザ	☎ 0567-24-2500 FAX 0567-24-1140
知多県民生活プラザ	☎ 0569-23-3900 FAX 0569-23-3901
西三河県民生活プラザ	☎ 0564-27-0800 FAX 0564-23-4641
豊田加茂県民生活プラザ	☎ 0565-34-6151 FAX 0565-34-6152
新城設楽県民生活プラザ	☎ 0536-23-8700 FAX 0536-23-3833
東三河県民生活プラザ	☎ 0532-52-7337 FAX 0532-52-7388
名古屋市消費生活センター	☎ 052-222-9671
豊橋市消費生活相談室	☎ 0532-51-2305
岡崎市消費生活相談室	☎ 0564-23-6459
一宮市消費生活相談窓口	☎ 0586-71-2185
豊田消費生活センター	☎ 0565-33-0999
小牧市消費生活相談室	☎ 0568-72-2101

※ [] は、それぞれの市内にお住まいの方、又はお勤めの方を対象としています。